

# >> Vol.10 町長コラム

このコーナーでは毎号、小園町長が町民の皆さんに届けたいメッセージを綴ります。

以下の文書は、7月1日からの小中学校の給食無償化に際して、保護者の皆さまに配布したものです。多くの方から反響をいただいたことから、町民の皆さまにもお考えいただくきっかけとなればと考え、再掲させていただきます。

令和2年6月29日

保護者の皆さまへ

御代田町長  
小園 拓志

## 給食費の無償化について

前略

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関して、ご家庭の多大なるご協力をいただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。今後も首都圏を中心に第二波、第三波とさらなる状況の変化も予測されますが、「新しい生活様式」の確立に向けた取り組みを共に進めていただければ幸いです。

さて、先日教育委員会からお知らせした通り、小学校、中学校の給食費を7月から無償とします。本年度(来年3月まで)に関しては、いわゆる「現役世代」の減収が特に深刻と考えられ、お子さんの多いご家庭ほど負担感が大きくなるという予測のもと、少しでも家計の助けになれば、と考えて実施を決断しました。

議会での議論を経る必要はありますが、できる限り来年度以降も、給食費は無償のままでいきたいと考えています。私が町長になることを志したころからの理念でもあります。その点を皆さんにご理解いただきたく、皆さまへのお手紙をしたためました。

新型コロナにかかわる世界の激動を目の当たりにして皆さまお一人お一人が実感されたものと思いますが、これからの時代を生き抜くには、自分のことは自分でできるサバイバル能力、嘘の情報を見抜く知性、そして、そんな中でも仲間と協力し合い、困っている人に手を差し伸べる心の余裕などといった全人格的な成長を、子どもたちが遂げなくてはならないと思われまます。

そんな困難な時代において、第一に信じられることは、自らが磨いてきた体力と知性、精神力であろうと思います。自らの生きる指針を人任せにすることは今後、あまりに大きなリスクとなります。一人一人が、できる限り能力を高めて、親世代よりも何倍も困難な世界を、何とかして泳ぎ切らなくてはなりません。

給食費の無償化は、お子さん一人当たり年間5万円にも及ぶ財源が必要であり、高齢者が割を食っているとか、子どものいる世帯だけズルい、といった批判も出てくるものと思います。

それでもなぜ、政策とすることを決断したのか。バブル期に世界一の経済力を誇った日本の姿ははるかに遠くなり、先進国が軒並みその後数十年で一人当たりのGDPや所得を大きく伸ばしてきた中で日本だけが縮小せざるを得なかった経緯のもと、資源に乏しいこの国の人々が、これからも理不尽な人権侵害を受けることなく、自由に発言する権利を担保し、みんなが「生まれてきてよかった」と心から思えるような人生を送れるようにするためには、一人一人がいつ起こるかも知れぬ(そして意外に近い将来かもしれない)世界的災厄に備えて力を蓄えることを怠るわけにはいかないからです。

地域がこれからも魅力を保ち続けるためには、若い世代が健やかに成長し、たくさんの有為な人材によりこの地域を守り、支えてゆくことが不可欠となります。福祉一つとっても、地域の経済的充実なくしてこれまでと同水準を保つことは困難です。いまある地域の富をただ使うだけでは早晩枯渇してしまいます。今後、私たち一人ひとりが日々、努力をして富を生み出していかねばなりません。現実には、地域の魅力づくりと福祉や扶助の充実は一体だといえます。

町としましては、給食費無償化は年間を通じると6千万円余りの支出となります。給食費を無償とすることで、お子さんのいるご家庭では家計に余裕が生まれることとなります。新型コロナで傷んだ家計を立て直すべきご家庭は是非そのようにしていただきたいと思います。一方で、新型コロナによる経済情勢の変化の影響をほとんど受けないご家庭も実は多くあるかと思えます。そのようなご家庭におかれましては、今回の給食費無償化で生まれた家計の余裕を、是非ともお子さんたちの未来に投じていただきたい。本を買ったり、民間の教育機関に通ったり、見聞を広めに遠出したりと、方法はいろいろでしょう。子どもたちへの投資は、本人のみならず、社会全体のためにもなり、その効果は投資の何十倍、何百倍もになって返ってきます。今回の取り組みは大きな予算を伴いますが、結果的に町民全体に十分お返しができるものと確信しております。

是非とも、保護者の皆さまには給食費無償化の趣旨をご理解いただき、施策の効果を発揮できたらと考えております。何卒よろしく願いいたします。

これから暑い日々が続くと存じますが、ご家族皆さまが健やかに過ごされますよう、くれぐれもご自愛ください。  
草々



やまゆり保育園勤務

# 町職員を募集します!

- 採用予定日 令和3年4月1日
- 採用予定人員 各職種とも若干名
- 勤務予定場所 保育士以外：本庁または出先機関  
保育士：町内の保育園



建設水道課勤務

### 採用職種・受験資格

採用職種		受験資格
一般事務	上級行政	平成8年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)を卒業した人
	中級事務	平成10年4月2日以降に生まれた人で、短期大学を卒業した人
	初級事務	平成12年4月2日以降に生まれた人で、高等学校を卒業した人
一般事務 (身体障がい者採用枠)		上記の一般事務のうち、身体障がい者手帳の交付を受けている人で、次の要件を満たす人 ①自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な人 ②活字印刷文による出題に対応できる人
保育士	中級	平成8年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人
土木技師	上級土木	平成8年4月2日以降に生まれた人で、大学(短期大学を除く)の土木課程を卒業した人
	社会人枠	平成2年4月2日以降に生まれた人で、土木課程等(専門学校を含む)を卒業した人または関連資格を有し、実務経験のある人
学芸員	上級	平成8年4月2日以降に生まれた人で、学芸員の資格を有し、大学(短期大学を除く)で考古学を専攻し、卒業した人
	社会人枠	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、学芸員資格を有し、考古学を専攻した人で、実務経験のある人

#### 注1) 受験資格について

- ・各職種とも、受験資格にある学校(学校教育法によるものに限る)と同等と認める学校等を卒業した人および令和3年3月までに卒業見込みの人を含みます。
- ・専門職については、令和3年3月までに資格取得見込みの人を含みます。
- ・大学またはこれと同等と認める学校等を卒業した人は、中級および初級を受験することができません。同様に短期大学等を卒業した人は、初級を受験することができません(保育士・社会人枠を除く)。

#### 注2) 次のいずれかに該当する人は、いずれの職種も受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人

- 試験日および場所 9月20日(日) 役場2階 大会議室

※時間等は、申込者に別途通知します。

※試験内容等についての詳細は、町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

#### 受験手続

申込書類	<input type="checkbox"/> 御代田町職員採用試験受験申込書(町指定※) <input type="checkbox"/> 写真(申込日前3ヵ月以内に撮影したものを申込書に貼付) <input type="checkbox"/> 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書 <input type="checkbox"/> 最終学校の成績証明書 <input type="checkbox"/> 受験資格に必要な免許等を有する人は、免許証等の写し	
申込方法	持参による申し込み	受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間(土・日曜日および国民の祝日を除く)に総務課庶務係へ持参してください。
	郵送による申し込み	必要書類を必ず封筒に入れ、特定記録郵便等の確実な方法により総務課庶務係宛に郵送してください。8月21日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、8月21日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
受付期間	7月27日(月)~8月21日(金)	
受験票	受付終了後、申込者宛に郵送します(受験票には、受験申込書と同じ写真を貼付してください)。	

- 給与 御代田町職員給与条例等の定めにより支給します。

- その他 提出された書類については返却しません。この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

問い合わせ・郵送宛先 〒389-0292 御代田町大字馬瀬口1794番地6 総務課庶務係 (32) 3111